

(別紙1)

老人保健施設 みさき

重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設

名称 老人保健施設 みさき
所在地 新宮市蜂伏14番27号
電話番号 0735-31-7500
ファックス番号 0735-31-8100
管理者 草地 孝樹
開設年月日 平成2年6月1日
介護保険指定番号 3052380015

(2) 介護保険施設の目的

介護老人保健施設は、要介護状態にあり、病状の安定期にある方を看護、医学的管理下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを提供することで、入所者が日常生活を営むことができるようにし、1日も早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭に復帰するときには、療養環境の調整などの支援も行いますので、安心して退所していただけます。

当施設もこの目的にそって運営いたしておりますので、安心してご利用下さい。

(3) 施設の職員

医師、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員、理学療法士、管理栄養士及び事務職員等、介護老人保健施設として定められた必要職員を配置し、利用者へのサービスに努めております。

(4) 入所定員等

入所定員 118名
療養室 個室 9室、 2人室 6室、 3人室 3室、
4人室 22室

(別紙 2)

老人保健施設みさき
介護予防及び短期入所療養介護について

☆ 介護保険証の確認

ご利用申込みに当たり、介護保険証を確認させていただきます。

☆ 介護予防及び短期入所療養介護

要支援 1・2 及び要介護者が家庭等で生活を営むため、居宅介護サービス計画に基づき、当施設で一定期間、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の向上及び家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスを提供します。施設での療養介護計画は、利用者及びご家族の希望を取り入れ、作成されます。作成した計画の内容については同意をいただきます。

☆ 利用料金

(1) 基本料金

要介護認定による介護度の程度及び多床室・個室によって利用料が異なります(別紙利用料をご確認ください。)

(2) 加算料金

- ①入所時及び退所時に送迎を行った場合は、それぞれ 184 円加算されます。
- ②個別リハビリテーション実施加算として、理学療法士により 1 日 20 分専門的なリハビリを受けられる場合に、240 円加算されます。
- ③重度療養加算とは、要介護 4 又は 5 で胃ろう等の経管栄養の方や褥瘡の治療等手厚い医療が必要な方に対して加算されます。
- ④サービス提供体制強化加算 (I) とは、介護全職員のうち、80% 以上が介護福祉士又は勤続 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 35% 以上の施設に対して加算されます。
- ⑤夜勤職員配置加算は、夜間手厚く介護・看護職員を配置した施設に加算されます。
- ⑥在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I は、施設入所者を在宅復帰に向け積極的に取り組んでいる施設に対して加算されます。
- ⑦認知症行動・心理症状緊急対応加算は、緊急でこれらの方を受け入れた際 7 日間を限度に加算されます。
- ⑧緊急短期入所受入加算とは、緊急で利用された方に加算されます。
- ⑨緊急時施設療養費は、利用者の急な体調不良に対し特定の医療を提供した場合に加算されます。
- ⑩総合医学管理加算は、急な治療管理を目的とした利用の方に加算されます。
- ⑪介護職員等処遇改善加算 (I) とは、介護職員や介護従事者の処遇改善を目的とした加算です。

(3) その他の料金 (別紙利用料をご確認ください。)

※「日用品費」……シャンプー、石鹸、共有ティッシュ、共有タオル等
「教養娯楽費」……レクリエーション材料費、園芸材料費、クラブ活動費等(絵皿・生け花・お茶会等に参加を希望される場合、別途材料費等を頂きます。)

(4) 支払の方法

- ・ 毎月10日前後に、前月分の請求書をお届けしますので、その月の末日までにお支払い下さい。
- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込、口座自動引き落とし(紀陽銀行他指定の銀行のみ)の3方法があります。入所契約時にお選び下さい。

※ 振込先の詳細は、請求書に明記されておりますのでご確認ください。
お支払の方法は、みさき窓口又は銀行振込となります。

☆ 医療機関との連携

協力医療機関への受診＝

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいておりますので利用者が急変した場合には、速やかに対応いたします。

☆ 緊急時の連絡先

緊急時の場合には、指定の連絡先に連絡します。

☆ 相談苦情等の対応

当施設には、支援相談の専門員として「支援相談員」がおりますので、お気軽にご相談ください。

対応窓口 1階事務局(電話0735-31-7500です。)

責任者 支援相談員 久保奥 雅明

その他 和歌山県国民健康保険団体連合会(TEL:073-427-4678)
各市町村窓口

☆ 非常災害対策について

当施設では、地震・火災等に備え以下の取り組みを行っております。

防災訓練・・・年2回実施(消防署に指導)

防災設備・・・屋内スプリンクラー、消火器、消火用散水栓等

☆ 施設利用上の安全管理について

当施設では、転倒・転落事故を防止し安全を確保するため、非常階段やエレベーターのご利用は原則として職員の付き添いが必要となります。

単独での立ち入りを防ぐため、日中・夜間を問わず、手前の扉(防火扉含む)の閉鎖や移動制限(暗証番号管理等)を行う場合があります。移動や外出を希望される際は、職員が安全にご案内いたします。

(別紙 3)

個人情報の利用目的

老人保健施設みさきでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、紹介への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の意思等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払い機関へのレセプトの提出
 - －審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供